

北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例
施行規程

〔平成22年1月21日〕
企業管理規程第1号

北播磨総合医療センター企業団議会の定例会の回数を定める条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第2号）に規定する北播磨総合医療センター企業団議会の定例会は、2月及び8月に招集する。ただし、企業長が特に必要があると認めたときは、招集の時期を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規程は、平成22年1月21日から施行する。